

愛知県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会則

- 第 1 条 (名 称) 本会は、愛知県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会と称する。
- 第 2 条 (部長) 本会の専門部長は、愛知県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会長在任校におく
- 第 3 条 (目 的) 本会は、高等学校及び特別支援学校高等部の美術・工芸部の振興を図ることを目的とする。
- 第 4 条 (事 業) 本専門部は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 美術・工芸部の生徒作品展。
 2. 美術・工芸部の生徒及び顧問を対象とした実技講習会、講演会、等の開催。
 3. 美術・工芸部に関する指導法の研究。
 4. 美術・工芸部に関する研究物、作品集等の刊行。
 5. その他、本専門部の目的達成に必要と認められる事業。
- 第 5 条 (組 織) 本専門部は、愛知県内の高等学校文化連盟加盟校で、美術・工芸専門部に登録している部顧問をもって組織する。
- 第 6 条 (役 員)
1. 本専門部の全県組織には、次の役員をおく。
会長（1名）、部長（1名）、副部長（2名まで）、会計（2名まで）
事務局（2名まで）
 2. 本専門部は、愛知県高等学校文化連盟会則及び、高文連主催の各支部美術・工芸専門部に
基づき下記の支部委員をおく。
(1) 名古屋支部委員（尾張支部、名古屋北支部、名古屋南支部、知多支部）（4名）
(2) 西三河支部委員（2名）
(3) 東三河支部委員（2名）
 3. 各支部は、支部委員が中心となって生徒美術展、実技講習会を実施する。支部の実情に応じ
て、必要な係を設定する。
 4. 役員は総会において選出する。役員の任期は1年とする。
<申し合わせ事項>
専任は2年とするが、専任数の推移状況によって検討する。
 5. 本専門部の役員の任務は、次のとおりとする。
会 長 愛知県高等学校文化連盟美術・工芸専門部を代表し、会務を統括する。
部 長 本会専門部を代表し、実務を統括する。
副部長 部長を補佐し、その職務を代行する。
本会専門部の企画運営を行う。
会 計 本会専門部の出納事務を行う。
事務局 本会専門部の記録の保管及び書類、文書等の作成事務、発送等を行う。
支部委員 各支部展の企画・運営をおこなう。
必要に応じて、顧問会議を開催する。

- 第7条 (総会) 1. 本専門部は、総会を年1回開催し、決算報告、事業報告、役員選出、予算審議、事業計画、その他の事項を決議する。
2. 総会の議決は出席部顧問の過半数をもってきめる。
※欠席の場合は、委任状を提出する。
3. 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 第8条 (委員会) 1. 委員会は、会長、4役員(部長、副部長AB、会計)、事務局、支部委員で構成する。
2. 委員会は、必要に応じ開催し、事業の運営を円滑にするための計画立案を行う。
- 第9条 (専門部会) 1. 専門部会は、高文連加盟校で、美術・工芸部の部顧問で開催する。
2. 専門部会は、必要に応じ開催し、本会専門部の企画運営を推進する。
- 第10条 (支部専門部会) 1. 支部専門部会は、各支部高文連加盟校で美術・工芸部の部顧問で開催する。
2. 支部専門部会は、必要に応じ開催し、支部の企画運営を推進する。
- 第11条 (事業運営費) 1. 第4条に定めた事業を運営するための費用は、高文連本部からの分配金をもって運営する。
2. 本会は必要に応じ、総会の議決をもって会費を徴収することが出来る。
- 第12条 (会計年度) 本専門部の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 (会計監査) 1. 本専門部の会計は、本部会計監査に基づく
2. 支部の会計監査は、支部で行う。
- 第14条 (会則変更) 本会則の改廃は総会において出席部顧問の過半数の賛成を必要とする。
- 附 則 本会則は平成22年度の総会で承認されてから実施する。
平成22年5月11日 総会にて承認
平成28年5月17日 一部改正
平成29年5月23日 一部改正

総会決議後の内容変更について

- 手順1) 提案者は、専門部3役に説明・文書提案 → 承認を得る。
 手順2) 提案者が、第1回委員会で説明・文書提案 → 承認を得る。
 手順3) 提案者が、3支部で説明・提案 → 承認を得る。
 手順4) 提案者が、第2回専門部会で説明・提案 → 承認を得る。
 手順5) 提案者が、次年度の総会で説明・提案 → 承認を得る。
 → **次年度(提案の翌年)の総会以後、「大幅な内容の変更」は実施可能となる。**
 ※1) 提案者は、文書作成、提案をする。
 2) 必要に応じて臨時専門部会を開催する。
 3) 年度途中の変更はしない。

平成21年度の経緯について

- H21年度第3回専門部会(H22/1/29)で、最終提案(H22以降の専門部の組織、運営等)が了承(承諾)された。
 → 今後は、H22/1/29 H21第3回専門部会 最終提案文書の内容が基となる。
 ※ H22/2/20 臨時協議会(県内加盟校に案内発信)
 ※ H22/3/27 臨時役員会(新旧3役4名と支部委員)
 → H22/4/20 : H22専門部第1回委員会で協議
 → H22/5/11 : H22専門部総会に提案 → 実際に各事業の運営を行う。